

規約（人工細胞リアクタ工学研究会）

起案：2024年3月6日

第1条（名称）

本研究会の名称は人工細胞リアクタ工学研究会とする。

第2条（目的）

本研究会は人工細胞リアクタ工学技術に関し、参加企業および大学等との研究交流や技術動向に関する情報交換を行う。また、それらの研究・技術情報に基づき、人工細胞リアクタ技術の実用化・産業化に貢献する施策を提案する。

第3条（事業）

本研究会は、上記の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 人工細胞リアクタ工学技術に関する研究交流
- 人工細胞リアクタ工学技術に関する研究課題、市場動向等の調査
- 研究事業の促進および提案活動
- 年3回程度の研究会を開催

第4条（年度及び年会費）

- 本研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。
- 当初年度は、発足日から最初の3月31日までとする。
- 年会費は30万円（消費税別）とする。

第5条（構成）

本研究会は法人会員から構成され、事務局は一般財団法人 総合研究奨励会に設置する。

第6条（主査）

主査は研究会の議長が務め、研究会の運営を図る。主査の任期は1年とし、再任を可能とする。主査交代の際は、研究会が後継の主査を決定する。

第7条（事務局）

事務局は主査を補佐し、研究会の運営を図る。事務局は法人会員および主査による意思決定を受け、規約の改定、年間計画など重要事項を決定する。

第8条（法人会員）

本研究会に入会しようとする法人会員は別途定める参加申込書により事務局に申し込むものとする。

- 年度途中での入会であっても、一年度分の年会費を納めることとする。年度途中の退会であっても年会費は返却しないこととする。
- 法人会員で、主査より指名された法人会員は、会費の納入を免除される。
- 本研究会の会員を退会する場合は、所定の書式に必要事項を記入して研究会事務局に提出する。退会は希望退会日の1か月前までに申し出る。

第9条（会員情報）

会員相互の交流と連携を促進するため、法人会員の会社名は、研究会内で公開できるものとする。会員情報の利用範囲は、本研究会活動の範囲に限定される。

附則

1. この規約は、この研究会の成立日から施行する。
2. この研究会の発足時の運営委員会のメンバーは、次のとおりとする。
主査：野地博行（東京大学大学院工学系研究科 応用化学専攻 教授）
副主査：田端和仁（東京大学大学院工学系研究科 応用化学専攻 准教授）

以上